

院内感染防止対策に関する取組事項

当院では院内感染防止対策として、以下のような取組を行っています。

1. 病院全体の感染管理に関する意思決定を行う機関として、院長、各部門の責任者などから構成する院内感染防止対策委員会を開催しています。
2. 感染対策室に、専任の感染管理者を配置しています。
3. 感染管理者は、日常的に院内を巡回して、感染防止対策の実施状況を把握しています。
4. 感染症の発生状況を調査し、現場への指導を行って感染拡大を予防しています。
5. 感染管理者は、職員対象に院内感染対策に関する研修を 年2回以上開催しています。
6. 抗菌薬の選択や投与量、投与方法などを把握し、抗菌薬の適正使用を推進しています。
7. 感染防止対策に関するマニュアルを作成し、全職員がマニュアルを遵守するように心がけています。
8. 地域の医療機関と連携し、情報を共有し、感染防止対策の向上に努めるなど、地域ぐるみの活動をしています。

院長